

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」
の公表について（情報提供）

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備が求められています。そこで、文部科学省 令和7年度学校における医療的ケア実施体制整備事業（災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究）では、各教育委員会等が学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成しました。

今般、【ひな形】の（概要版）および（本文）が文部科学省のホームページに掲載された旨、本会に対して情報提供がありましたので、ご参考までに（概要版）を添付いたします。併せて、「学校における医療的ケア」に関する資料が掲載されているホームページをお知らせいたします。

貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への情報提供につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【掲載先】

6. 学校における医療的ケア：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】（概要版）

https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_1.pdf

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】（本文）

https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】 ＜概要版＞

令和8年7月

全体概要（学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】について）

1. はじめに
2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
3. 医療的ケアの対応範囲
4. 医療的ケア実施までの流れと実施事項
5. 保護者の付添い対応
6. 学校生活の各場面に応じた対応
7. 緊急時対応
8. 災害対策

全体概要(学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】について)

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

ガイドライン【ひな形】作成の背景

学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等(以下、「ガイドライン」という。)を策定している都道府県・市区町村教育委員会は全体で21.7%(うち医療的ケア児が在籍している教育委員会は54.2%)となっており※1、各自治体におけるガイドラインの策定が急務となっている。本ガイドライン【ひな形】は、学校における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に、各自治体が、学校※2における医療的ケア実施に関するガイドラインを策定・改訂する際の項目を例示するものである。

ガイドライン【ひな形】のポイント

2-1.7. 都道府県による広域支援

都道府県においては、市区町村への支援として、医療的ケアの実施体制や災害時の対応等における広域的な取組の実施を検討し、その内容について記載する。

【留意点】

- 都道府県においては、市区町村が独自に実施するには困難な取組に対して、例えば、医療圏を踏まえた学校と医療機関との連携体制の構築、各学校の求めに応じた専門家の巡回指導、関係者に対する研修の実施等、市区町村に対する広域的な支援体制を記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 市区町村教育委員会に対する指導・助言
- 学校における医療的ケア実施に当たって広域で有用な情報の提供
- 医療や災害等の圏域を踏まえた広域的な市区町村への支援体制の構築

【必要に応じて推奨される事項】

- 市区町村において実施されている医療的ケアに関する状況把握(医療的ケア児の人数や実施されているケア行為の種類)
- 医師・医療的ケア看護職員の派遣による実施校への巡回指導
- 関係者向けの研修機会の提供
- 医療的ケアに関する人材の確保支援
- 義務教育終了後の進路に関する高等学校等との連携支援
- 域内の市区町村におけるガイドライン等の策定・見直し支援

(2-1.7. 記載例)

【福岡県】『学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～』(令和5年2月)

第1章 学校における医療的ケアの基本的な考え方

1 学校における医療的ケアとは

県立学校医療的ケア体制整備事業

(前略)

市町村立の小・中学校等に在学する医療的ケア児の増加を見据え、市町村教育委員会や小・中学校等における医療的ケア実施体制の構築・改善等を支援する「コーディネーター看護職員」を配置し、市町村教育委員会や小・中学校長の要請に応じて、必要な助言等を行ったり、市町村立学校に勤務する看護職員に対し研修機会を提供したりして、本県の学校における医療的ケア実施体制の

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって念頭におくべき方向性を記載。

②ガイドラインに必要な視点【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、網羅的に【記載事項】として、**【推奨される事項】**(通知等で示されている内容や今般求められる事項)と、**【必要に応じて推奨される事項】**(地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項)に分けて掲載。

③全国の自治体のガイドラインの記載例

全国の自治体において既に策定されているガイドライン等の記載内容を多数掲載。

ガイドライン【ひな形】の構成

1.はじめに

- 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
- 1-2. 使用する用語の定義
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2.教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

- 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
- 2-2. 学校における管理・実施体制の整備

3.医療的ケアの対応範囲

- 3-1. 実施可能な行為
- 3-2. 実施に当たっての環境整備
- 3-3. 主な医療的ケアの留意点

4.医療的ケア実施までの流れと実施事項

- 4-1. 実施までの流れ
- 4-2. 具体的な実施事項

5.保護者の付添い対応

- 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
- 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

6.学校生活の各場面に応じた対応

- 6-1. 校内の活動に関する対応
- 6-2. 登下校時の対応
- 6-3. 校外学習時の対応

7.緊急時対応

- 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
- 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
- 7-3. 緊急事態発生時の対応
- 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

8.災害対策

- 8-1. 災害への備え
- 8-2. 発災時の対応
- 8-3. 事後の対応

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」

※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

1. はじめに

1-1. ガイドライン策定の背景・目的

関連する法制度・通知の趣旨や基本的な考え方、自治体におけるこれまでの取組と、そこから明らかになった課題、ガイドラインの意義・目的について記載する。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- ☐ 関連する法制度・通知(医ケア児支援法等)の趣旨や基本的な考え方
- ☐ ガイドラインの意義・目的
- ☐ ガイドラインの対象となる学校種別

【必要に応じて推奨される事項】

- ☐ 自治体(都道府県・市区町村)における政策、これまでの取組(実施事業や事例等)
- ☐ 自治体における課題

1-2. 使用する用語の定義

教育、保健、医療、福祉、防災等の各分野で共通認識が図れるよう用語説明を記載する。

1-3. ガイドラインの位置づけ

自治体におけるガイドラインの位置づけを明確化する観点から、自治体の各計画とガイドラインの関係や、必要に応じて、医ケア児支援法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、学校保健安全法、個人情報の保護に関する法律、災害対策基本法(要支援者名簿・個別避難計画)等の関連法や省庁の通知等との関連について記載する。

【留意点】

- ・ ガイドラインで記載する内容は、あくまで医療的ケアの実施に対する方針や考え方であることを示し、実際に医療的ケアを実施するに当たっては、個別のケースごとに、各自治体や学校で協議を行い、本人・保護者と学校関係者の協議の上で、個別的な対応を進めていくことができることを記載するなど、画一的な対応にならないよう記載すること。

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.1. 教育委員会の役割

【留意点】

- ・ 医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するための事項を記載すること。
- ・ 教育のみならず保健や医療、福祉、防災などの連携が不可欠であることから、保健、医療、福祉、防災等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者との連携体制を構築するための事項を記載すること。
- ・ 対応の在り方を画一的に定めるのではなく、校内の体制や医療的ケア児の実態、医療的ケア看護職員の確保状況を十分に把握した上で、各学校が個別に対応の在り方を柔軟に検討することができるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校	小・中学校等
【推奨される事項】 □ ガイドラインの策定・周知 □ 管理下の学校における医療的ケア実施体制の整備（医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員と認定特定行為業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む） □ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱 □ 医療的ケア看護職員の確保方針（直接雇用、委託契約等） □ 地域の実情に合わせた指導的な立場となる看護師の配置 □ 医療的ケア看護職員の配置 □ 医療的ケア看護職員や教職員の研修 □ 緊急時の対応指針の策定 □ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援 □ 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料（保護者用、医療関係者用等）の作成と広報 □ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析 □ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱いの検討過程 □ 医療的ケア運営協議会の設置・運営 □ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築	【推奨される事項】 <特別支援学校>での記載事項に加え、 □ 初めて医療的ケア児を受け入れる学校に対しての学校における医療的ケアの教育的意義の周知・啓発 【必要に応じて推奨される事項】 <特別支援学校>での記載事項に加え、 □ 市区町村教育委員会における医療的ケア運営協議会の下部会議体の設置 □ 医療的ケア児が単独又は少数である場合の医療的ケア実施体制の整備のあり方 □ 他の児童生徒等の学校生活への影響も考慮した教育環境 □ 緊急時や災害時も想定したバリアフリーな設備・環境の整備 □ 医療的ケアの実施環境や提供体制に関する保護者への理解促進

2-1.2. 関係者の役割分担

教育に加え、医療や福祉などの関係者の役割を記載する。

ガイドラインの記載事項

【必要に応じて推奨される事項】 □ 校長・副校長・教頭・一部の主幹教諭の役割 □ 医療的ケア看護職員の役割	□ 指導的な立場となる看護師の役割 □ 全ての教職員の役割 □ 認定特定行為業務従事者である教職員の役割	□ 養護教諭の役割 □ 学校医・医療的ケア指導医の役割 □ 主治医の役割	□ 保護者の役割 【必要に応じて推奨される事項】 □ 地域の実情に合わせた関係者の役割
---	---	---	--

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.3. 医療的ケア運営協議会の設置

【留意点】

- ・ 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師から指導や助言を受けられるようするなど、医学的な視点が十分に踏まえらるようすること。
- ・ 福祉部局など教育委員会以外の部局において類似の協議体がある場合は、その協議体に上記の医療的ケア運営協議会の機能を持たせるなど、効率的な運営のあり方を検討すること。
- ・ 関係者とのコミュニケーションに当たっては、それぞれの分野における制度や専門用語等について認識を合わせたうえで議論を行うよう工夫すること。

ガイドラインの記載事項

① 運営体制	[推奨される事項] □ 教育分野の関係部局・関係機関の参加 □ 保健分野の関係部局・関係機関の参加 □ 医療分野の関係部局・関係機関の参加 □ 福祉分野の関係部局・関係機関の参加 □ 防災分野の関係部局・関係機関の参加 □ 保護者代表の参加 □ 小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師による指導・助言又は参加 □ 関係団体(医師会・看護協会等)の参加 □ 開催の頻度・タイミング [必要に応じて推奨される事項] □ 学識者の参加 □ 教育委員会への報告のあり方(答申等)						
② 協議事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別支援学校</th><th>小・中学校等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [推奨される事項] □ ガイドラインの策定・改訂 □ 管理下の学校における医療的ケア実施体制 □ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱 □ 医療的ケア看護職員の配置方針(学校ごと、巡回等) □ 医療的ケア看護職員や教職員の研修や養成 □ 緊急時の対応指針 □ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援 □ ヒヤリ・ハット等の事例の分析 □ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱い </td><td> [推奨される事項] □ 医療的ケア運営協議会の設置・運営方針 □ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築 □ 医療的ケアの全体的な方針 □ 各学校の医療的ケアの実施状況の共有 □ 各学校の医療的ケアの実施方法・体制に対する助言 □ 医療的ケアの実施に関する課題の協議 </td></tr> <tr> <td> [必要に応じて推奨される事項] □ 医療的ケア実施に係る年間計画の策定 □ 地域の課題に応じたモデル事業の検証 </td><td> [必要に応じて推奨される事項] □ 地域の医療的ケア児の入学・進学状況の把握方法 □ 医療的ケア児の受け入れ時の体制構築プロセス □ 学校における医療的ケアの実施に関する課題の協議プロセス </td></tr> </tbody> </table>	特別支援学校	小・中学校等	[推奨される事項] □ ガイドラインの策定・改訂 □ 管理下の学校における医療的ケア実施体制 □ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱 □ 医療的ケア看護職員の配置方針(学校ごと、巡回等) □ 医療的ケア看護職員や教職員の研修や養成 □ 緊急時の対応指針 □ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援 □ ヒヤリ・ハット等の事例の分析 □ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱い	[推奨される事項] □ 医療的ケア運営協議会の設置・運営方針 □ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築 □ 医療的ケアの全体的な方針 □ 各学校の医療的ケアの実施状況の共有 □ 各学校の医療的ケアの実施方法・体制に対する助言 □ 医療的ケアの実施に関する課題の協議	[必要に応じて推奨される事項] □ 医療的ケア実施に係る年間計画の策定 □ 地域の課題に応じたモデル事業の検証	[必要に応じて推奨される事項] □ 地域の医療的ケア児の入学・進学状況の把握方法 □ 医療的ケア児の受け入れ時の体制構築プロセス □ 学校における医療的ケアの実施に関する課題の協議プロセス
特別支援学校	小・中学校等						
[推奨される事項] □ ガイドラインの策定・改訂 □ 管理下の学校における医療的ケア実施体制 □ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱 □ 医療的ケア看護職員の配置方針(学校ごと、巡回等) □ 医療的ケア看護職員や教職員の研修や養成 □ 緊急時の対応指針 □ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援 □ ヒヤリ・ハット等の事例の分析 □ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱い	[推奨される事項] □ 医療的ケア運営協議会の設置・運営方針 □ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築 □ 医療的ケアの全体的な方針 □ 各学校の医療的ケアの実施状況の共有 □ 各学校の医療的ケアの実施方法・体制に対する助言 □ 医療的ケアの実施に関する課題の協議						
[必要に応じて推奨される事項] □ 医療的ケア実施に係る年間計画の策定 □ 地域の課題に応じたモデル事業の検証	[必要に応じて推奨される事項] □ 地域の医療的ケア児の入学・進学状況の把握方法 □ 医療的ケア児の受け入れ時の体制構築プロセス □ 学校における医療的ケアの実施に関する課題の協議プロセス						

2-1.4. 関係機関との連携

他機関との具体的な連携方法について記載する。

ガイドラインの記載事項

③ 連携事項	[推奨される事項] □ 庁内の福祉・保健・防災部局との連携 □ 保健所との連携 □ 消防署との連携 □ 医療的ケア児支援センターとの連携 □ 地域の医療機関・訪問看護ステーション等との連携 □ 医師会・看護協会等との連携 □ 地域の障害福祉事業所等(放課後デイサービス等)との連携 □ 必要に応じて推奨される事項 □ 保健センターとの連携 □ 幼児教育センターとの連携
--------	---

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.5. 医療的ケア看護職員配置の方法・留意事項

医療的ケア看護職員や、指導的な立場となる看護師の採用・指名・配置、看護師等の業務範囲、ケア内容の確認体制、感染対策、欠員時の代替要員確保等について記載する。

【留意点】

- ・ 校外学習等の特定の場面や、医療的ケア看護職員の休暇時等の対応について記載すること。例えば、医療機関や訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等の体制整備といった点について、柔軟に対応を検討する旨を記載すること。
- ・ 医療的ケア看護職員の人材確保に当たっては、ハローワークやナースセンターとの連携、地域の広報誌における求人の掲載等、幅広い媒体を活用することができるように記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- 指導的な立場となる看護師を含む医療的ケア看護職員の配置方法(学校ごとに個別配置・複数校への派遣等)
- 医療機関や訪問看護ステーション等に委託する場合の各学校の関係者との医療的ケアの目的や、その教育的な意義の共有や連携の方法

□ 医療機関や訪問看護ステーション等に

- 委託する場合の業務内容や手続等
- 医療的ケア看護職員の業務範囲
- 欠員時の代替要員確保の方法
- 宿泊を伴う校外学習等の臨時的な医療的ケア看護職員確保の方法

[必要に応じて推奨される事項]

- 人材確保の手法(自治体広報、ハローワーク、ナースセンター等)
- 採用方法(直接雇用・委託契約等)
- 医療的ケア看護職員が相互に情報共有や相談ができる仕組み
- 保護者の付添いが真に必要な場合の考え方

2-1.6. 研修機会の提供

関係者の役割に応じた研修の実施方針を記載する。例えば、医療的ケア実施担当者(医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者)、医療的ケア児が在籍する学校の全ての教職員、通学関係者(通学車両の運転手・同乗する職員)への研修の機会や実施方法等について記載する。

【留意点】

- ・ 医療的ケアに関する研修は、文部科学省が示している「学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル」(令和4年度)、「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」(令和6年度)等を活用して、各学校の実情に合わせた研修を企画できるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校

[推奨される事項]

- 医療的ケア看護職員に対する学校における医療的ケアの専門性の向上のための研修の実施体制、研修内容
- 域内や学校で指導的な立場となる看護師や各教育委員会の医療的ケア担当者等に対する研修の実施体制、研修内容
- 校長等に対する研修の実施体制、研修内容
- 認定特定行為従事者等に対する研修の実施体制、研修内容
- 全ての教職員に対する研修の実施体制、研修内容

□ 通学関係者(通学車両の運転手・同乗する職員)に対する研修の実施体制、研修内容

[必要に応じて推奨される事項]

- 初めて学校で勤務する医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施体制、研修内容
- 医師会や看護協会等と連携した研修機会の確保
- 看護系大学や関係団体等と連携した情報提供を受けられる機会の確保
- 医療的ケア児支援センターと連携した情報提供を受けられる機会の確保
- 周囲の児童生徒等やその保護者を対象とした医療的ケアに関する理解・啓発の実施
- 地域の小・中学校等の教職員に対する研修の実施体制、研修内容

小・中学校等

[推奨される事項]

＜特別支援学校＞と同様

[必要に応じて推奨される事項]

- 初めて学校で勤務する医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施体制、研修内容

□ 地域の医師会や看護団体等が主催する研修機会の確保

- 看護系大学や関係団体等と連携した情報提供を受ける機会の確保
- 周囲の児童生徒等やその保護者を対象とした医療的ケアに関する理解・啓発の実施

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』< 概要版 >

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.7. 都道府県による広域支援

域内の市区町村への支援内容について記載する。

【留意点】

- 都道府県においては、市区町村が独自に実施するには困難な取組に対して、例えば、医療圏を踏まえた学校と医療機関との連携体制の構築、各学校の求めに応じた専門家の巡回指導、関係者に対する研修の実施等、市区町村に対する広域的な支援体制を記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 市区町村教育委員会に対する指導・助言
- ☐ 学校における医療的ケア実施に当たって広域で有用な情報の提供
- ☐ 医療や災害等の圏域を踏まえた広域的な市区町村への支援体制の構築

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 市区町村において実施されている医療的ケアに関する状況把握(医療的ケア児の人数や実施されているケア行為の種類)
- ☐ 医師・医療的ケア看護職員の派遣による実施校への巡回指導

☐ 関係者向けの研修機会の提供

- ☐ 医療的ケアに関する人材の確保支援
- ☐ 義務教育終了後の進路に関する高等学校等との連携支援
- ☐ 域内の市区町村におけるガイドライン等の策定・見直し支援

2-1.8. 情報管理・同意・倫理

医療的ケアに関する指示書・同意の管理、記録の範囲・閲覧権限、個人情報の取扱いについて記載する。

2-2. 学校における管理・実施体制の整備

2-2.1. 学校の役割

職種の専門性を生かし連携するチーム体制構築のために必要な事柄を示す。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 主治医等との連携(主治医からの診療情報提供や学校からの医療的ケア実施報告)・コミュニケーションの方法
- ☐ 医療的ケア指導医との情報共有・コミュニケーションの方法
- ☐ 医療的ケア看護職員の役割や責任、学校側の体制等について保護者の理解を得る機会の設定・コミュニケーションの方法
- ☐ 医療的ケアに関する保護者の意向等の確認機会の設定・コミュニケーションの方法
- ☐ 医療的ケア看護職員と学校関係者の情報共有・コミュニケーションの方法
- ☐ 医療的ケア看護職員間の情報共有・コミュニケーションの方法(指導的な立場となる看護師、フルタイム・パートタイムの看護師)

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 校内外の連絡・調整を担当する教職員の事前の決定
- ☐ 医療的ケア看護職員が病院や訪問看護ステーション等の医療的ケア看護職員と直接意見交換や相談が出来る体制の構築
- ☐ すべての教職員間の、日常的、また定期的な、情報共有やコミュニケーションの方法
- ☐ 外部の関係機関との連絡・調整の方法

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

2-2. 学校における管理・実施体制の整備

2-2.2. 医療的ケア安全委員会の設置・開催

構成員・開催頻度、議題等を記載する。

【留意点】

- ・ 医療的ケア安全委員会の運営に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に、適宜、具体的な指導や助言が求められるように記載すること。
- ・ 医療的ケア看護職員と医療的ケア児との関係性が構築されている教職員が連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるよう、画一的な議題だけではなく地域の実情に合わせた議論ができるよう記載すること。
- ・ 事故の発生や緊急時の対応について予め検討して記載すること。

ガイドラインの記載事項

(1) 運営体制	特別支援学校／小・中学校等	
	[推奨される事項] ☐ 管理職の参加 ☐ 学級担任等、管理職以外の医療的ケア児を担当する教員の参加 ☐ 指導的な立場となる看護師を含む医療的ケア看護職員の参加 ☐ 学校医・医療的ケア指導医の参加 ☐ 養護教諭の参加	[必要に応じて推奨される事項] ☐ 特別支援教育コーディネーターの参加 ☐ 協議事項に応じた医療的ケア児の保護者の参加 (代表又は該当する医療的ケア児の保護者) ☐ その他管理職が必要と考える者
(2) 協議事項	特別支援学校	小・中学校等
	[推奨される事項] ☐ 校内での役割分担・連携 ☐ 個別の医療的ケア実施体制 ☐ 各種マニュアル(平時・緊急時・災害時・校外学習時等)の作成・確認 ☐ ヒヤリ・ハット事例の共有・対策	[必要に応じて推奨される事項] ☐ 個別の医療的ケア実施に当たっての留意事項
		[推奨される事項] <特別支援学校>と同様 [必要に応じて推奨される事項] <特別支援学校>での記載事項に加え、 ☐ 他の児童生徒等の学校生活への影響も考慮した配慮の検討

2-2.3. 個別マニュアルの策定

【留意点】

- ・ 医療的ケア児について、個別マニュアルを策定する際には、当該医療的ケア児又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図れるよう、ガイドラインに記載すること。ただし、関係者間で情報共有を行う際は、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ることを示す必要がある。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項] ☐ 個別マニュアルの策定・承認手順(保護者等の参画も含む) ☐ 個別マニュアルの策定に当たっての関係者(本人・保護者・学校・主治医・医療的ケア看護職員)・関係機関(児童生徒等が通常利用している医療機関や訪問看護ステーション等)との意見交換や情報収集の実施 ☐ 個別マニュアルの評価・振り返り・更新の方法	[必要に応じて推奨される事項] ☐ 個別マニュアルの内容についての関係者による共通理解の図り方 ☐ 教育と医療の整合の取り方(長期目標・セルフケア目標の設定を含む) ☐ 医療的ケア以外の支援の記載事項(身体介助、学習等) ☐ 進学時等の個別マニュアルの引継ぎ
---	---

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

2-2. 学校における管理・実施体制の整備

2-2.4. 医療的ケア等の記録・報告

日々の記録、情報共有・報告の種類や頻度等について記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 医療的ケアに関する日々の記録の方法、記録内容(実施者、ケア内容等)
- ☐ 保護者による医療的ケア児の健康状態の学校への報告
- ☐ 医療的ケア看護職員や教職員等による保護者との情報共有の方法(連絡帳等)
- ☐ 主治医・医療的ケア指導医への定期的な報告の実施方法

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 教育委員会への定期的な報告の実施方法
- ☐ 管理職への定期的な報告の実施方法
- ☐ 指導的な立場となる看護師との情報共有の方法

2-2.5. 翌年度の準備

医療的ケア看護職員間での引継ぎ、医療的ケアの実施に関する主治医からの指示書・保護者の同意書等の更新手続き、年度が変わることによる医療的ケア看護職員の配置の変化への対応、医療的ケア児や保護者の状況の変化による対応等について記載する。

3. 医療的ケアの対応範囲

3-1. 実施可能な行為

学校において実施可能な医療的ケアについて、実施者ごとに可能な行為を具体的に記載する。

【留意点】

- ・ 実施可能な医療的ケアは、医療的ケアの内容等により画一的に判断するものではなく、主治医等の意見を踏まえ、個々の医療的ケア児の状態等に応じた柔軟な対応を検討できるように記載すること。
- ・ 実施可能な医療的ケアの種類を記載するに当たっては、医療技術の進歩等により新たな対応が求められることも考えられるため、随時改訂を検討すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校		小・中学校等	
[推奨される事項] ☐ 医療的ケア看護職員が対応する医療的ケア ☐ 認定特定行為業務従事者が対応する医療的ケア ☐ 教職員が対応する補助行為、可能な補助行為 ☐ 個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応		[必要に応じて推奨される事項] ☐ 指導的な立場となる看護師が対応する医療的ケア ☐ 実施可能な行為か判断に迷った場合の確認の流れ	
		[推奨される事項] ☐ 医療的ケア看護職員が対応する医療的ケア ☐ 教職員が対応する補助行為、可能な補助行為	☐ 個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応 [必要に応じて推奨される事項] ☐ ＜特別支援学校＞と同様

3-2. 実施にあたっての環境整備

医療的ケアを実施する環境について、整えておく必要がある場所及び設備等の留意点を記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項] ☐ 他の児童生徒等の目を気にすることなく医療的ケアが実施できる場所の確保 ☐ 感染等予防のために取り組む事項(手洗い、消毒、換気、拭き掃除等) ☐ 医療的ケアを実施する場の環境整備(温度や湿度の調整、換気、明るさ等)		[必要に応じて推奨される事項] ☐ 医療的ケアを実施する者の安全が確保される動線・物品等の整備 ☐ 施設設備の整備(手洗い設備、換気設備、空調設備等) ☐ 医療的ケアを実施するための医療的ケアの実施に伴う廃棄物の取扱い	
--	--	---	--

3-3. 主な医療的ケアの留意点

【留意点】

- ・ 各医療的ケアに関する留意点について、文部科学省が示している「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」「令和元年度」、「小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年度)等の内容を参照して記載すること。

4. 医療的ケア実施までの流れと実施事項

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

4-1. 実施までの流れ

医療的ケア実施までの流れについて、必要な手続きの時期・手順・必要書類、スケジュール、実施者等を記載する。

【留意点】

- 保護者の付添い等に係る負担軽減のため、就学及び進学する前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手できるよう、学校関係者間において共有できる流れを記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケアの実施についての保護者から学校又は教育委員会への依頼
- 医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等に関する保護者からの情報収集
- 学校で実施可能な医療的ケアの範囲についての学校・保護者間での共通理解の場の設定
- 学校から主治医に対する指示書の作成に必要十分な情報の提供
- 主治医に対する、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえた、明確な内容の指示書の作成依頼
- 主治医が学校又は教育委員会宛てに作成した指示書の受領

- 医療的ケアの実施に関する審議・決定
- 医療的ケア実施者への指示書の内容の正確な伝達
- 保護者・学校への医療的ケアの実施に関する通知
- 医療的ケアの学校での実施についての保護者からの書面による同意の取得
- 学校と保護者の連携協力に当たって必要な協議の実施(医療的ケア児の障害の状態や病状の把握、健康状態がすぐれないときや登校後に異常が認められた場合の対応、欠席期間後の再登校時の対応、緊急時の連絡手段の確保など)
- 個別マニュアルの作成と引継ぎ(就学前の利用施設等から)

【必要に応じて推奨される事項】

- 必要書類の一覧の明示
- 就学相談等を通じた早期の状況把握の時期・方法
- 主治医や教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、相談支援事業所に配置された児童生徒等を担当している相談支援専門員、市区町村に配置されている医療的ケア児等コーディネーター等との連携
- 各手続きの時期や方法
- 医療的ケア指導医等による主治医からの指示書の内容確認

4-2. 具体的な実施事項

【留意点】

- 教育委員会による医療的ケア児本人・保護者等への説明及び状況把握のタイミングや、関連する手続き・書類、説明・状況把握が必要な事柄、その他保護者が就学への理解を深めるために実施可能な取組(学校見学等)について記載すること。
- 自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校、医療的ケア児支援センター等の関係機関等、保健・医療・福祉・防災等の関係分野が連携し、就学及び進学前の医療的ケア児を可能な限り早期から把握するための取組について記載すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきである。やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明できるよう、医療的ケア実施までの実施事項を記載すること。
- 医療的ケア児が転入する際には、転入前に所属していた学校等と可能な限り早期から医療的ケア児の状態等についての情報交換を行い、転入する学校において医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から取り組めるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケアに関する窓口となる教職員の選定
- 入学前から相談を受けられる体制の整備
- 医療的ケアの申請に必要な書類の記載方法や作成にあたっての留意事項、手続き(書類提出・面談等)の実施方法

- 医療的ケア児受入れの検討主体や検討方法
- 学校での医療的ケアの実施可否に関する本人・保護者への通知方法
- 各種指示書・個別マニュアルの作成主体、記載方法、記載に当たっての留意事項

【必要に応じて推奨される事項】

- 医療的ケアの仕組みの全体像や役割分担を明記したリーフレット等の活用
- 医療的ケア実施の体制整備に当たっての相談窓口
- 学校における医療的ケア開始前の試行実施の方法

5. 保護者の付添い対応

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方

医ケア児支援法において、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア、その他の支援を受けられるようにするための措置を講ずるものとされている。医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであり、入学や転入学時などに必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合、主治医や医療的ケア指導医の意見を踏まえ、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に必要な体制の整備が求められる。ガイドラインにおいては、保護者の付添いに関する考え方や付添いに伴う負担軽減に向けた対応等について記載する。

【留意点】

- 保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするためには、早期の実態把握が必要であることから、就学及び進学する前の医療的ケア児を把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手するための取組について記載すること(自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の関係機関、医療的ケア児支援センター等、保健・医療・福祉等との連携等)。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明する手続きとなるよう記載すること。
- 保護者の付添いの協力を得ることについては画一的に決めるのではなく、例えば、医療的ケア運営協議会での協議によって個々の状態等に応じて必要な対応を検討できる旨を記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- | | |
|---|--|
| ☐ 保護者に付添いの協力を求める必要が生じ得る要件(医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業明けや長期入院後に初めて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合など) | ☐ 保護者に付添いの協力を求める以外の代替案の例 |
| | ☐ 医療安全を確保する観点から付添いの協力を求める理由や付添いが不要になるまでの見通しに関する本人・保護者への説明の必要性 |
| | ☐ 保護者の付添いが不要になるまでの検討プロセス(入学前、入学後) |

5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

学校における医療的ケア児の受入れにあたり、保護者の付添いの協力を求める場合においても、学校生活及び登下校時における保護者負担の軽減に向けた取組を講じる必要があり、例えば入学や転入学時などに必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合、主治医や医療的ケア指導医の意見を踏まえ、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に必要な体制の整備が求められる。そこで、ガイドラインでは、付添い期間や付添い回数の短縮に向けた対応等に係る事項を記載する。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- ☐ 医療的ケア児の状態の早期把握に向けた取組内容
- ☐ 校外学習等の特定の場面や医療的ケア看護職員の休暇時等、臨時的に医療的ケア看護職員が必要となる場合の対応方針(訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等)

6.学校生活の各場面に応じた対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

6-1.校内の活動に関する対応

学校全体での組織的な体制を整える観点から、医療的ケア児を含めた児童生徒等の健康と安全を確保するための実施事項や、医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送り、他の児童生徒等とともに学ぶことができるための環境づくりについて記載する。

また、医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアや、その他の支援を受けられるよう、学びの場における環境整備と安全管理について検討が必要な事項を記載する。

【留意点】

- 学校生活の中で必要な対応は、医療的ケアの種類によっても異なるため、各ケアの留意点について、文部科学省が示している「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」「(令和元年度)」、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年度)、「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」(令和6年度)等の内容を参照して記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- 保護者の付添いがなくても医療的ケアを実施する体制
- 他の児童生徒等の目を気にすることなく医療的ケアが実施できる体制、場所や物品の整備
- 学校生活のスケジュールに無理なく取り入れられるような医療的ケアの実施スケジュール

- 各教科で教職員が授業を行う際の留意事項(他の児童生徒等との身体的接触、火気の扱い等)
- 授業以外の場面(休み時間等)における留意事項
- 医療的ケア児の状態の早期把握に向けた取組内容

[必要に応じて推奨される事項]

- 全ての児童生徒等の健康と安全を確保するための留意事項(学校保健との兼ね合い等)

6-2.登下校時の対応

【留意点】

- 安全確保の観点から、各自治体や学校で具体的な対応に関するマニュアルを定めたり、個別のケースごとに、本人・保護者と学校関係者の協議の上で、個別的な対応を進めたりすることを前提とする旨を記載すること。
- 登下校時の保護者の付添い負担の軽減に当たって、福祉部局等と連携し、適切な手段を検討して記載をすること。
- 医療的ケア児のスクールバスなど専用通学車両への乗車をできる限り追求し、主治医等の意見も踏まえ、乗車可否について個別に判断できるよう留意して記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- 専用通学車両の運用体制
- 専用通学車両に同乗する医療的ケア看護職員の配置
- 専用通学車両での医療的ケアを実施する場合の停車位置の確認
- 専用通学車両で緊急時対応が必要となる場合の対応策
- 登下校時に容体が急変した際の対応等の危機管理への対応方針
- 専用通学車両の乗車中に緊急時対応が必要となる場合の対応策について保護者と学校関係者間の共通理解を図る機会の設定

[必要に応じて推奨される事項]

- 福祉部局等と連携した広域的な支援体制の構築
- やむを得ず保護者の付添いの協力が生じ得る要件、対応方針
- 保護者に付添いの協力を求める以外の代替案の例
- 医療安全を確保する観点から付添いの協力を求める理由や付添いが不要になるまでの見通しに関する保護者・医療的ケア児への説明の必要性
- 保護者の付添いが不要になるまでの流れ(入学前、入学後)
- 移動時に想定されるリスクを関係者間で共有し未然予防策を講じる必要性

6.学校生活の各場面に応じた対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

6-3.校外学習時の対応

6-3.1.基本的な対応

【留意点】

- 医療的ケア児が校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等について決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。
- 校舎内とは異なる環境となる校外学習において、臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校		小・中学校等
【推奨される事項】 ☐ 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者によるケア実施体制 ☐ 臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合の実施体制(訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等) ☐ 緊急時対応が必要となった場合の対応策		【推奨される事項】 ☐ 主として医療的ケア看護職員が医療的ケアに当たる実施体制 ☐ 臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合の実施体制 ☐ 緊急時対応が必要となった場合の対応策 【必要に応じて推奨される事項】 ＜特別支援学校＞での記載事項に加え、 ☐ 養護教諭との役割分担、連携
【必要に応じて推奨される事項】 ☐ 現地で安全に医療的ケアが実施できる場所等の事前の確認・準備事項 ☐ 校外学習の参加に伴う安全面での留意事項について保護者と学校関係者間の共通理解を持つ機会の設定 ☐ 医療的ケア児及び保護者の意向の確認の手続き		

6-3.2.宿泊を伴う場合の対応

【留意点】

- 医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。
- 校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】 前項「6-3.1基本的な対応」に加えて ☐ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者の勤務時間等も考慮した実施体制	☐ 緊急事態に備えた医療機関等との連携協力体制 ☐ 夜間の様子について主治医、保護者から医療的ケア看護職員へ引き継ぐ留意事項 ☐ 緊急事態に備えた保護者との連絡体制	【必要に応じて推奨される事項】 前項「6-3.1基本的な対応」に加えて ☐ 保護者への日々の状況報告
--	---	--

7.緊急時対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

7-1.緊急時対応マニュアルの作成

【留意点】

- 医療的ケア運営協議会が策定する緊急時の対応指針や、各学校の医療的ケア安全委員会にて検討が行われる各種マニュアルに基づき、保護者や主治医との連携の下に個別の緊急時対応マニュアルを作成することを記載すること。
- 作成された個別の緊急時対応マニュアルについて、救急関係機関(消防署、救急搬送病院等)と周知を図る方法を記載すること。
- 学校においては、医療的ケアに関わる職員だけでなく、緊急時に関わる全ての職員が対応方法を熟知することについて記載すること。
- 学校の管理下(本資料においては、登下校中も含む。以下同様。)で発生する事故に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、医療的ケアにかかる事故に関する対応については、文部科学省が示している「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年)」、各学校で作成する危機管理マニュアル 等の内容を参照し、記載すること。(以下、7-2から7-4についても同様。)

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- 緊急時対応にかかる検討の実施体制
- 医療的ケア看護職員等による個別の緊急時対応マニュアルの作成及びそれに基づく教職員の協力
- 医療的ケア看護職員等が作成した個別の緊急時マニュアルについて主治医等による指導・助言・承認
- 主治医等との緊急時に備えた連絡体制の構築(携帯電話やタブレット端末等の活用含む)

- 保護者からの情報収集と協議(想定される緊急時の対応、健康状態に異常が認められた場合の対応、連絡手段の確保等について)
- 登下校時に容体が急変した際の対応等の危機管理への対応方針
- 個別の緊急時対応マニュアルの定期的な見直し

[必要に応じて推奨される事項]

- 個別の緊急時対応マニュアルの内容の更新

7-2.緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え

緊急事態発生時に、関係者が早期に状況を把握し、迅速に対応することができるように、日々の備えとして実施し得る対策について記載する。

また、個別の医療的ケアの難しさや学校でのケア実施に伴うリスクについて、日常的にケアを担う保護者と学校関係者間で、学校での医療的ケア開始前に認識を合わせる必要性についても記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- 教職員全体での医療的ケア児の健康状態の見守り
- 保護者との医療的ケア児の健康状態に関する毎日の情報共有
- 教職員と医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者との日常的な情報共有

[必要に応じて推奨される事項]

- 学校における医療的ケア実施前に、保護者と学校関係者間で学校生活の中で起こり得るリスクと未然防止策についての認識共有の機会を設定する必要性
- 主治医、医療的ケア看護職員、保護者による異変のサインに関する情報共有
- 緊急事態の対応を想定した定期的な訓練の実施

7.緊急時対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

7-3.緊急事態発生時の対応

各関係者が対応すべき具体的事項や役割分担等、関係者間での協議・確認が必要な事柄について記載する。

【留意点】

- 学校の管理下(本資料においては、登下校中も含む。以下同様。)で発生した事故に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、医療的ケアに関する事故が発生した際の対応については、文部科学省が示している「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年)」、「学校の危機管理マニュアル作成の手引(令和元年)」、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」や各学校で作成する危機管理マニュアル 等の内容を参照し、記載を検討すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 医療的ケアに関する応急手当、迅速な救急車の要請、保護者への連絡等の対応
- ☐ 各関係者の対応事項(医療的ケア看護職員、認定特定行為業務従事者である教職員、全ての教職員、保護者の役割など)

- ☐ 緊急時に学校医・医療的ケア指導医、主治医の指導・助言を求める際の手順

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 緊急時における他の医療的ケア児への医療的ケア実施体制

7-4.ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

発生したヒヤリ・ハット及び重大事故の振り返りを踏まえ、より安全な受入れ環境の整備や医療的ケアの実施に役立てるため、学校及び教育委員会において対応すべき事項について記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ ヒヤリ・ハット及び重大事故の基準、事例の蓄積及び分析・予防対策の意義
- ☐ ヒヤリ・ハット及び重大事故にかかるレポートの作成
- ☐ 学校設置者への報告

- ☐ 保護者への報告
- ☐ 学校における事例の蓄積及び分析・予防対策の手順
- ☐ 教育委員会における事例の蓄積及び分析・予防対策の手順

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 医療的ケア指導医、医療的ケア看護職員、教職員などへの共有

8.災害対策

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞

8-1.災害への備え

学校保健安全法により、各学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危機管理マニュアルを策定するとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされている。ガイドラインでは、地域の実情に合わせて災害別の備えや、学校が所在する地域の地理的特性を考慮して記載する。

【留意点】

- 学校の管理下で発生する災害に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、災害発生時の医療的ケアに関する対応については、文部科学省が示している「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年)」や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン(令和3年)」、各学校で作成する危機管理マニュアル等の内容を参照し、記載すること。(以下、8-2及び8-3について同様。)

8-1.1.組織的な体制整備

【留意点】

- 災害が発生した場合の連携体制については、教育委員会や学校と、自治体の防災担当部局等との間でどのような情報を事前に共有し、どのような連携の枠組み(防災担当部局等との情報交換方法、発災時の連絡手順等)を構築するかについて、具体的に記載すること。
- 都道府県教育委員会においては、所管する学校における災害への備えを支援することのみならず、域内の市区町村教育委員会への支援や広域的な連携・協力体制の整備に関する取組について記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケア児のための各種災害対策(備蓄・マニュアル等)の点検
- 医療的ケア児が在籍している学校について関係部局・関係機関との情報共有
- 災害が発生した場合の自治体の対応との連携体制の確認
- 災害が発生した場合の医療機関等との連携体制の確認

【必要に応じて推奨される事項】

- 医療的ケア児について自治体の避難行動要支援者名簿への登録等に関する関係部局との連携
- 災害への備えや発災時の物品の調達等に関する確認・協議や取り決め等を進めるに当たっての関係部局・関係機関との連携・協力
- 学校が自治体指定の福祉避難所となることを想定した取り決め(医療的ケア児のための設備の管理、物品の備蓄や使用に当たっての役割分担等)

8-1.2.児童生徒等の状態に応じた備え

【留意点】

- 避難方法等、災害時の具体的な対応については、個別に医療的ケア児にも対応可能な内容を検討のうえ記載すること。その際、災害の状況や医療的ケア児の状態によっては、他の児童生徒等と異なる形での対応が必要になる場合も考えられることから、それぞれ異なる場所へ誘導すること等を想定して人員体制を合わせて記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 他の児童生徒等と同じような避難が難しい場合の避難経路・避難場所・避難体制の整備方針
- 主治医・保護者・学校関係者の災害時の連携体制
- 主治医・保護者・学校関係者の災害時の情報共有の方法

自治体の保健・医療・福祉・防災関係部局等と学校関係者で協議を要する事項

- 個別の学校への配備が難しい用具(エアバッグ式担架等)の広域的な整備

主治医や保護者等と学校での協議・確認を要する事項

- 医療材料・医療器具・医療的ケア児に合わせた非常食等の準備及び備蓄と被害が長期化した場合の調達の方針
- 保護者及び医療的ケア看護職員が長期間来校できず児童生徒等の学校における待機が長期化した場合のケア実施体制・方針

主治医や保護者等と学校関係者での協議を要する事項(電源を使用する医療的ケアを必要とする児童生徒等がいる場合)

- 非常用電源確保の方法
- 停電時の対応に関する保護者等と学校関係者間での確認・協議の実施
- 医療機器のバッテリー・作動時間の確認等の点検の実施

8-1.3.避難訓練での備え

【留意点】

- 各学校で実際の災害時に近い状況で避難訓練を行うため、避難訓練の実施に当たって各学校で検討が望まれる事項について記載すること。
- 災害時の接し方により医療的ケア児が身体的・心理的な影響を受ける可能性があることを考慮し、教職員が災害時に落ち着いて対応することが出来るよう、個々の医療的ケア児の状態に応じ、画一的ではなく各学校の実情に合わせた柔軟な取組が出来るように記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 実際の災害時に起こり得る状況設定での医療的ケア児に合わせた訓練の実施(停電(エレベーター利用不可・内線電話等利用不可等)／断水／緊急地震速報報知音／津波等の二次災害の発生／備蓄経管栄養剤の試用等)
- 避難移動中の医療的ケア児及び使用する医療機器の様々な状況変化(アラーム作動・チューブの抜去・電源切替の必要性など)を想定した避難手順経路の確認、避難体制
- 医療的ケア児に対する災害の状況と必要な行動の伝え方(絵カードの活用等)
- 実施した避難訓練の評価・対応の見直し
- 実発電機を使った医療機器等の試運転の実施

8.災害対策

1 2

[『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』＜概要版＞](#)

8-2.発災時の対応

【留意点】

- ・ 災害が発生したと同時に安全確保のために行う対応(「初期対応」)については、基本的には教職員の適切な指示や児童生徒等が自ら判断し安全を確保することが必要であるが、災害の状況や医療的ケア児の状態によってはそれが難しい場合も考えられるため、8-1.2で示した観点を踏まえて事前に十分な準備を行うことを踏まえて記載すること。
- ・ 災害が収まった後、次に発生する災害から避難するための対応(「二次対応」)について、災害の状況や医療的ケア児の状態によっては、他の児童生徒等と異なる形での対応が必要になる場合も考えられるため、8-1.2で示した観点を踏まえて事前に十分な準備を行うことを踏まえて記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 在校時に災害が起きた場合の基本的な対応
- ☐ 登下校時に災害が起きた場合の基本的な対応

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 校外学習時に災害が起きた場合の基本的な対応
- ☐ 各種災害対応を行う判断基準

8-3.事後の対応

事後の対応について、児童生徒等の状態や医療機器等の確認、避難、関係者との安否確認、保護者への引渡し等の基本方針等について、8-1.2の観点を踏まえた事前の検討に基づき対応を行う旨を記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- | | |
|--|--|
| ☐ 安否確認の方法 | ☐ 保護者への引渡しの流れ |
| ☐ 関係者への安否確認の結果の情報共有 | ☐ 学校での待機が長期化した場合の対応(飲用・洗浄用水、電源、医療材料等の備蓄や近隣機関からの調達方針等) |